

# 介護職員等によるたんの吸引等の実施に対する意見

団体名 全日本民主医療機関連合会  
会長 藤末 衛  
所在地 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター7F

今回の「社会福祉士法及び介護福祉士法」の「改正」は、これまで「当面やむをえない措置」として特別養護老人ホーム、在宅のALS患者に限定していた介護職員等による「痰の吸引等」を「業務」として位置づけ、その実施対象を在宅や他の施設に拡大するものです。介護現場からは、今回の「改正」をめぐる経過、及び内容に対する疑問と併せ、このまま実施に移されることに対する強い不安・危惧が表明されています。

第1に、厚労省に設置された検討会（「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」）が実施した試行事業の検証作業が終了しないうちに「改正」が強行されるといふ、手続き上そもそも看過できない問題をふくんでいる点です。

第2に、「改正」に先だって公表された試行事業の中間報告では、「気管カニューレ」内の吸引など、試行事業においても実施ケース数が少なく、また「ひやりはっと」事例で看護職の対応を要するケースもあるなど、介護職が行うにはリスクが高い医療行為がふくまれていることが明らかになっている点です。

第3に、今後は、法の「改正」を要せず、省令によって対象となる医療行為の範囲を広げることが可能となり、介護職員等による医療行為の際限ない拡大に大きく道を開く点です。

第4に、制度化されることになれば、「痰の吸引等」を実施できる介護職員と、実施できない介護職員との間に、新たな分断や差別がもちこまれることになる点です。勤務の編成や事業所運営にも支障をきたすこととなります。

第5に、さらに重大と考えられるのは、一定範囲の医療行為（今回は「痰の吸引等」）を単に「業務」ととどめず、「介護」の定義に取り込んだ点です。社会福祉士法及び介護福祉士法第2条第2項で規定されている「心身の状況に応じた介護」に、カッコ書きで「喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるものを含む」という文言が加えられました。これは、介護の本質そのものの重大な変更を意味するものと考えます。

今般の社会福祉士法及び介護福祉士法「改正」に対して、以下の点を要望します。

**【1】** そもそも医療行為は専門的な訓練を受けた医療職が行うことが原則であるべきです。国が本来取り組むべきことはそのための環境整備であり、介護職員等に「痰の吸引等」を委ねることはありません。看護師の大幅な増員、介護・福祉現場での医療職の配置基準の改善、その配置を可能とする報酬の引き上げを求めます。このことこそ医療を必要とする施設、在宅の利用者・家族の願いに真に沿った方向です。

併せて、「改正」で変更された「介護」の定義（法第2条第2項）は元に戻すべきです。私たちは、介護の専門性、介護職員の職能とは、「医療行為が実施できる」ことではないと考えます。

**【2】** 一方、医療職による対応が困難なため、痰の吸引等を介護職員が対応せざるを得ない実態が現実にはあります。個々の利用者にとっては生命に直結する場合もあり、家族の要求も切実です。「医療職にしかできない」といって拒否することができない局面もあり、その場合、介護職員は、制度の現実と利用者・家族の切実な要求との板ばさみに苦悩しながら対応しているのが実態です。

医療職がおらず介護職が「たんの吸引等」を余儀なくされる場合の対応として、以下の点を求めます。

第1に、介護職員等による「痰の吸引等」は、必要な条件整備が講じられるまでの過渡的かつ「やむを

得ない」限定的な措置として位置づけるとともに、これ以上対象行為を拡大しないことを求めます。

第2に、今回の「改正」で盛り込まれた気管カニューレ内の吸引など、リスクの高い行為は対象行為から削除するとともに、試行事業の徹底的な検証に基づき、安全確保など必要な環境整備を国の責任で十分に行うことを求めます。

第3に、実施者となる介護職員への対応です。実施については、個々の介護職員の意思を尊重するしくみをつくるべきです。また、「登録研修機関」の研修受講の際は、研修保障および研修中の経済的保障が必要です。実施に見合う処遇確保の裏付けとなる介護報酬もしくは診療報酬上の評価を求めます。併せて、事故が発生した場合の実施者の保護制度も確立する必要があります。

第4に、実施登録機関の安全管理上、人員配置基準の見直しが必要です。認知症グループホームなど小規模事業所では、一人勤務となることが少なくありません。

第5に、登録研修機関では、「法律および科目の研修」「医師、看護師が講師となること」「医師の指示の下、看護師等の指導のもとに所定の回数以上の実地研修を行うこと」等が義務づけられています。医師、看護師がこの研修業務に携わることに対する報酬対応などの経済的保障を求めます。

以　上